子育て支援

子育て支援施設で子育ての悩みを解消

■すこやか子育て交流館（りぼんかん）

専門スタッフが館内や電話で常時子育てに関する相談に応じています。また、子どもの発達や育児に関する専門相談を行っています。

①育ちの相談

◇内　容　保育士や保健師、栄養士などによる育児や発育に関する相談

◇相談日　第２月曜日・第４金曜日

②こころの相談

◇内　容　臨床心理士による子どもの情緒や育児不安に関する相談

◇相談日　第１金曜日・第３日曜日

③ことばの相談

◇内　容　言語聴覚士による言葉の発達に関する相談

◇相談日　第２日曜日・第４水曜日

④マンマ相談

◇内　容　助産師による授乳や乳児の育児に関する相談

◇相談日　第２木曜日・第４土曜日

⑤あかちゃん相談会

◇内　容　保育士、保健師による乳児の育児に関する総合相談会

◇相談日　第１・第３木曜日

ー①～⑤共通事項ー

◇対　象　①②③小学３年生までの子どもとその保護者、④⑤乳幼児とその親

◇相談は無料（予約が必要）

【りぼんかん相談ダイヤル　812・7741】

■親子つどいの広場

保育士が常駐し、子育てに関する相談に応じています。また臨床心理士や言語聴覚士による専門相談を行っています。

①臨床心理士による相談

◇相談日　毎週月曜日

②言語聴覚士による相談

◇相談日　毎週木曜日

ー共通事項ー

◇対　象　未就学児がいる家族、妊娠中の人

◇相談は無料

【親子つどいの広場　226・5539】

育児の悩みを気軽に相談しませんか

にこにこ子育て応援隊活動中

本市では子育てを応援し、安心して子どもを生み育てやすい環境づくりを進めるため、にこにこ子育て応援隊による支援を行っています。

◇地域みんなで応援隊　地域で子育てに対する不安感を緩和する活動を行う団体など

◇職場のパパママ応援隊　従業員が子育てしやすい環境づくりを支援する事業者

◇お出かけラク！トク！応援隊　子育て家庭に商品の割引などのサービスを行う店舗など

■子育て支援パスポート

お出かけラク！トク！応援隊が提供するサービスを受けるには子育て支援パスポートが必要です。

◇対　象　本市に住民登録をしている18歳未満の子どもや妊娠している人がいる世帯

※１世帯に１枚

◇申し込みなど詳しくは**すこやか子育て交流館812・7740**へ

かごしま子育て支援パスポート

ご活用ください　にこにこ子育て応援隊ガイドブック

◇「にこにこ子育て応援隊ガイドブック」を改訂しました

◇にこにこ子育て応援隊の活動や子育てに関する情報を掲載

◇すこやか子育て交流館、親子つどいの広場、子育て支援推進課、各支所の福祉担当課で配布

【すこやか子育て交流館　812-7740】

にこにこ子育て応援隊ガイドブック

平成25年度から市民福祉手当（遺児等修学手当）が変わります

■市民福祉手当（遺児等修学手当）とは

◇対　象　４月１日現在で父母が離婚しているか、父母の一方か両方が死亡か重度障害者などである義務教育中の児童の保護者（児童と保護者は本市に１年以上住んでいること）※児童福祉施設などの入所者を除く

◇手当額　年額２万４０００円

◇申請時期　原則として４月

※前年度以前の分は遡って申請できません

◇申請方法　４月１日以降に発行された申請者と児童の戸籍謄本、申請者名義の預金通帳、印鑑（父母の一方か両方が重度障害者のときは、障害者手帳も）を持って**こども福祉課216・1260**か各支所の**福祉課・保健福祉課**へ

■平成25年度からの変更内容

①所得制限の設置　保護者の前年所得が制限額（扶養親族１人のとき所得６６０万円）以上のとき、手当の額が半額となります

②支払月の変更　４月に申請したときの支払い月が５月から７月になります

ファミリー・サポート・センターの提供会員として活動しませんか

ファミリー・サポート・センターでは、子育ての援助がほしい人（依頼会員）と援助ができる人（提供会員）が会員登録をし、育児や家事の相互援助活動を行っています。

地域で援助を必要としている人のために、子どものお世話がしたい人、子育て中のお母さんの力になりたい人を募集しています。

会員への登録方法や報酬など詳しくは**ファミリー・サポート・センター 226-7855**へ

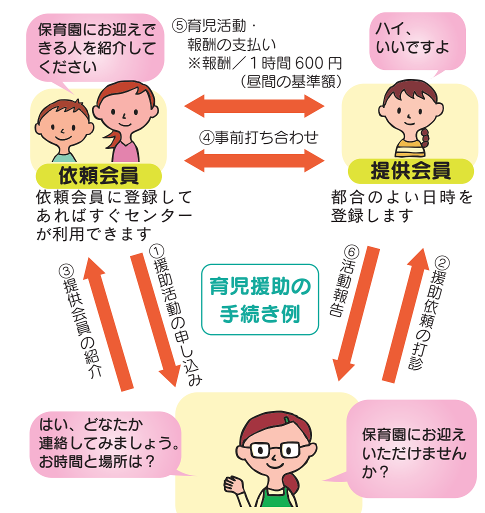
保育園にお迎えできる人を紹介してください
⑤育児活動・報酬の支払い
※報酬／１時間600円（昼間の基準額）
ハイ、いいですよ
④事前打ち合わせ
依頼会員
依頼会員に登録してあればすぐセンターが利用できます
提供会員
都合のよい日時を登録します
①援助活動の申し込み
③提供会員の紹介
育児援助の手続き例
⑥活動報告
②援助依頼の打診
はい、どなたか連絡してみましょう。お時間と場所は？
保育園にお迎えいただけませんか？
ファミリー・サポート・センター

長寿支援

敬老パス・すこやか入浴

■敬老パス

満70歳以上の人に敬老パスを交付します。友愛タクシー券の交付を受けている人は入浴機能のみの敬老パスを交付します。

※年度ごとの切り替えなし

◇満70歳の誕生日の２週間前から交付できます（利用は誕生日から）

◇交付に必要なもの　顔写真（縦４cm×横３cm、過去３カ月以内に撮影されたもの）１枚、印鑑、身分証明書（健康保険証など）　※受け取りは本人のみ

◇利用者負担の特例申請

生活保護受給者、老齢福祉年金受給者で市民税非課税世帯か生活保護を受けることができる程度に困窮していると認められる人（いずれも市民税非課税世帯に属するときに限る）は、市電・バス・桜島フェリーの利用に対する自己負担額の減免を受けることができます　※１年度１回、限度額5000円

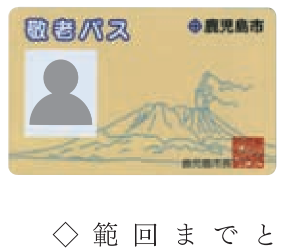

■すこやか入浴

敬老・友愛パスを提示すると100円で入浴できます。（利用回数30回の範囲内）

◇対　象

敬老パスか70歳以上の友愛パス利用者　※入浴回数は年度が変わると自動的に新たに30回利用できるようになります

すこやか入浴でいきいき健康に

【サンサンコールかごしま　099・808・3333】

後期高齢者医療保険料納付方法の変更

後期高齢者医療保険料を特別徴収（年金からの支払い）されている人は申し出により口座振替に変更できます。８月分の特別徴収を中止し、口座振替を希望する人は、５月17日までに申請してください。（年間保険料の総額は変わりません）

◇申し出に必要なもの　後期高齢者医療被保険者証、通帳、通帳印

※口座振替に変更すると、その社会保険料控除は口座振替により支払った人に適用されることになり、世帯全体の所得税や市県民税が減額となることがあります

【長寿支援課216・1268】

「お達者クラブ」に出かけてみませんか

介護予防のために、おおむね65歳以上で外出する機会の少ない人が、体操や創作活動などを通じて、心身の機能低下を防ぎ、生きがいを持って暮らせるよう保健師や健康づくり推進員が、地域の人々とともに、地域の公民館などの身近な施設で実施しています。

◇場所や日時など詳しくは**各保健センター**か各支所の**保健福祉課**へ

お気軽にご利用ください「認知症介護の相談所」

認知症に関する情報提供を行うほか、認知症の人を介護している家族の不安や悩みを、同じ経験を持つ相談員がお聞きします。お気軽にご利用ください。

◇開設日時など詳しくは、**認知症の人と家族の会鹿児島県支部257・3887か長寿支援課216・1186**へ

認知症サポーター養成講座

町内会、学校、商店街、職場、仲間同士の集まりなどおおむね10人以上のグループに講師を派遣し、認知症の人と家族を支える認知症サポーターになるための「認知症サポーター養成講座」を開催しています。申し込みなど詳しくは**長寿支援課216・1186**へ

介護・福祉・医療などさまざまな相談・支援を行う地域包括支援センターの愛称が「**長寿あんしん相談センター**」に決まりました

【長寿支援課　216-1186】

新たに始まります

ひとり暮らし高齢者・障害者のための安心通報システム

従来の押しボタンによる緊急通報に加えて、今年度からセンサーの異常感知による通報により警備員が駆けつける新たな通報システムを導入します。

なお、現在「在宅介護支援システム（旧）」をご利用の方には、順次、新システムへの移行について案内します。

Ⓐ高齢者向け

◇対　象　①65歳以上のひとり暮らしや高齢者のみの世帯で、世帯全員が病弱なため、日常生活を営むうえで常時注意を要する世帯 ②重度の要介護者と同居している高齢者のみの世帯 ③80歳以上のひとり暮らし高齢者世帯

Ⓑ障害者向け

◇対　象　65歳未満のひとり暮らしの重度身体障害者世帯か重度身体障害者のみの世帯など

ーⒶ・Ⓑ共通事項ー

◇負担金　市民税の所得割が課されていない世帯は無料、所得割が課されている世帯は月額1000円

◇申し込みなど詳しくはⒶは**長寿支援課216-1267**、Ⓑは**障害福祉課216-1273**か各支所の**福祉課・保健福祉課**へ

障害福祉

相談はお気軽に　障害者基幹相談支援センター

身体・知的・精神・発達障害の各種障害専門相談員が障害者（児）やその家族などからの相談に応じます。

◇場　所　かごしま市民福祉プラザ

【障害者基幹相談支援センター226・1200、障害者虐待防止センター226・1216】

難聴児の補聴器購入に対する助成が始まりました

◇対　象　市内に住む18歳未満で身体障害者手帳の交付対象とならない難聴児

◇詳しくは**障害福祉課216・1273**へ

４月から難病患者なども障害福祉サービスなどの対象となります

障害者総合支援法の施行に伴い、難病患者などで一定の障害がある人に対して、障害福祉サービスなどを提供できるようになります。

◇詳しくは**障害福祉課216・1304か谷山福祉部福祉課269・8472**へ

離職者支援

離職者のための住宅支援給付事業

◇対　象　住宅を喪失したか喪失するおそれのある離職者で、就労能力と就労意欲のある人

◇支給金額　単身世帯は月額３万1600円以内、複数世帯は月額４万1100円以内

◇支給期間　原則３か月以内

◇要件など詳しくは**地域福祉課216-1244**へ

健康

平成25年度～34年度の計画を策定しました

第二次鹿児島市健康増進計画　かごしま市民すこやかプラン

子どもから高齢者まですべての市民が「共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現」を目指し、「かごしま市民すこやかプラン」を新たに策定しました。

■計画に定める主な事項

◇生活の質の向上と社会環境の整備の２つの目標に向け、「生活習慣の改善」や「生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底」など、４つの基本方針に基づき取り組みを進めます

◇計画を効果的に推進するために、４つの基本方針に10の分野を設け、それぞれに市民の健康づくりの目標となる具体的な目標を設定し取り組みます。

◇市民、関係機関・団体及び行政が連携し、基本理念・基本目標・基本方針に基づいた健康づくり運動を一体的に推進します

■施策の体系

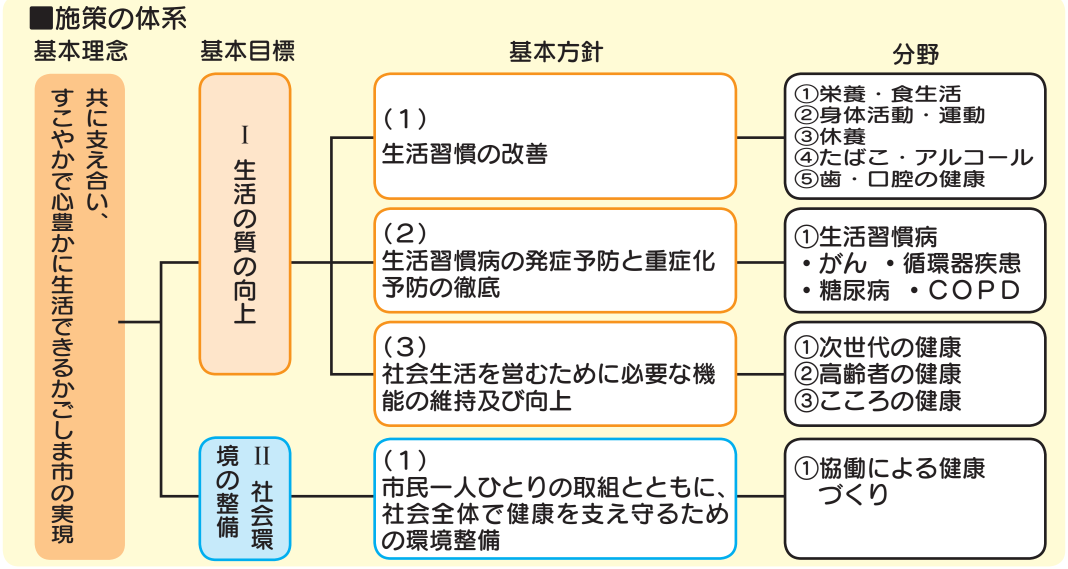

基本理念　基本目標　基本方針　分野

- 共に支え合い、すこやかで心豊かに生活できるかごしま市の実現
  - Ⅰ 生活の質の向上
    - （1）生活習慣の改善
      - ①栄養・食生活
      - ②身体活動・運動
      - ③休養
      - ④たばこ・アルコール
      - ⑤歯・口腔の健康
    - （2）生活習慣病の発症予防と重症化予防の徹底
      - ①生活習慣病
      - ・がん　・循環器疾患
      - ・糖尿病　・COPD
    - （3）社会生活を営むために必要な機能の維持及び向上
      - ①次世代の健康
      - ②高齢者の健康
      - ③こころの健康
  - Ⅱ 社会環境の整備
    - （1）市民一人ひとりの取組とともに、社会全体で健康を支え守るための環境整備
      - ①協働による健康づくり

【健康総務課 216-1492】

温泉活用で健康増進

市の健康増進施設をご利用ください

かごしま温泉健康プラザ（永吉二丁目）252-8551

さくらじま白浜温泉センター（桜島白浜町）293-4126

マリンピア喜入（喜入町）345-1117

スパランド裸・楽・良（東俣町）245-7070

支えあい健やかに暮らすために　介護保険

■介護保険制度とは

国民みんなで支えあう「社会保険方式」による制度で、介護保険のサービスに必要な費用を被保険者の保険料と公費でまかなっています。

■平成25年度の介護保険料

所得段階	対　　象	保険料（年額）
第１段階	生活保護受給者か老齢福祉年金受給者で世帯全員が市民税非課税の人	２万9200円
第２段階	世帯全員が市民税非課税で本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人	２万9200円
第３段階	世帯全員が市民税非課税で第２段階対象者以外の人	４万3800円
第４段階	世帯内に市民税課税の人がいるが、本人は市民税非課税の人	５万8400円
第５段階	本人が市民税課税で合計所得が125万円未満の人	７万3000円
第６段階	本人が市民税課税で合計所得が125万円以上200万円未満の人	７万6000円
第７段階	本人が市民税課税で合計所得が200万円以上400万円未満の人	９万2300円
第８段階	本人が市民税課税で合計所得が400万円以上600万円未満の人	10万8100円
第９段階	本人が市民税課税で合計所得が600万円以上の人	11万6800円

■65歳以上の人の介護保険料の納め方

64歳までは医療保険の中で介護保険料を納めますが、65歳になったら医療保険とは別に介護保険料を納めます。

年金が年額18万円以上の人は一定期間経過後に、普通徴収（納付書での支払い）から特別徴収（年金からの支払い）に切り替わります。

◇前年度から引き続き特別徴収（年金からの支払い）の人

４・６・８月の保険料は、前年度の保険料をもとに算定された額を年金から特別徴収（仮徴収）します。10・12・来年２月の保険料は、確定した年間保険料から仮徴収分を差し引いた額を３回に分けて年金から特別徴収します　※６月に通知書を送付します

◇４月の年金から新たに特別徴収が始まる人　今月上旬に通知書を送付します

◇普通徴収（納付書や口座振替による納付）の人　６月に通知書を送付します

■保険料の減免

災害など特別な事情のため保険料の納付が困難と認められる人は、申請により保険料の減免か徴収猶予を受けることができます。　※６月の通知書郵送後に申請を受け付けます

【介護保険課 216-1279】